

姫路駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。
- 3 件名リスト

番号	件名	納入（履行）場所	納期（履行期限）	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
95	姫路（7）省庁別宿舎照明器具等引取り処分	陸上自衛隊姫路駐屯地	8.3.31	8.2.26	8.3.5 10時00分	8.3.5 10時00分	当該産業廃棄物の処理に関し、見積合わせ参加者自らが当該都道府県知事等から収集運搬業又は処分業の許可を受けている者であること。	・総品目総額決定 ・競争に参加するものは産業廃棄物収取運搬業又は処分業の許可（写）を令和8年3月4日12時00分までに下記FAX番号又はメールアドレス宛に提出すること。

4 適用する契約条項

駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項及び単価契約に関する特約条項とする。

5 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒670-0881 兵庫県姫路市峰南町1-70 契約機関名（担当）：陸上自衛隊姫路駐屯地 第352会計隊姫路派遣隊（濱尾）

電話番号：079-222-4001（内線348） FAX：079-222-4006 メールアドレス：ma347fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

仕様書の内容に関する問い合わせ先

姫路駐屯地業務隊 厚生科 福本（内線379）

仕 様 書

1 件 名

姫路（7）省庁別宿舍照明器具等引取り処分

2 役務場所（引取り場所）

兵庫県姫路市峰南町1-70 陸上自衛隊姫路駐屯地 厚生センター裏

3 役務期間

契約締結日～令和8年3月31日（火）

4 役務概要

本作業は、取替終了後の照明器具（安定器・蓄電池・水銀灯・付属品一式）の引取り・処分等を実施するものである。

5 一般事項

(1) 総 則

ア 本仕様書は、陸上自衛隊姫路駐屯地における諸役務について、共通的な必要事項を規定する。

イ 本役務の仕様は、設計図書に記載してある事項のほか、本仕様書、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修各種工事基準仕様書、防衛省装備施設本部制定各種共通仕様書、建築保全センター発行建築保全業務共通仕様書関係法令及びメーカー仕様書並びに監督官の指示によるものとする。

(2) 適用範囲

本仕様書は、本役務に適用する。

(3) 軽微な変更

現場の納まり、取合せ等のための軽微な変更は、監督官と協議しその指示により行うものとする。
この場合、請負金額の増減又は期間の延長はしないものとする。

また、実施に当たって当然必要と思われる事項は、監督官の指示を受け請負業者の責任において実施するものとする。

(4) 使用機材等

搬出運搬に必要な資材等については、全て請負業者が準備するものとする。

(5) 作業時間

役務実施時間は、特記事項による。特記事項に記載がない場合は、原則 平日0815～1700とする。土・日・祝日の作業は原則認めない。ただし、必要な場合は監督官と事前協議を行い指示を受ける。なお、日時を変更する場合は事前に監督官の承認を受けること。

件 名	姫路（7）省庁別宿舍照明器具等引取り処分	
種 別	仕様書①	図 番
	姫路駐屯地業務隊厚生科	1/4

(6) 引取り照明器具等

蛍光灯部品	安定器・蓄電池・付属品一式	6 2 組	引取り・処分
水銀灯部品	水銀灯球・水銀灯カバー	2 組	

(7) 後片付け

役務終了に際して、役務現場の後片付け及び清掃を実施すること。

(8) 現場の管理

ア 役務場所への作業員、その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り、火災・盗難及びその他事故防止については、請負業者の責任で管理すること。

イ 役務場所は、常に整理整頓及び清掃を行い安全管理に努めること。

ウ 役務場所及びその周辺にある既設構造物に損傷を及ぼさないよう十分な防護を施すること。

エ 万一損傷をあたえた場合は、請負業者の負担において修復するものとする。

(9) 安全管理

ア 請負業者は、安全管理に万全を期すること。

イ 役務場所又はその付近で作業を行うときは、歩行者・車両等の安全を最優先し表示又は安全係を置く等安全確保に務めること。

ウ 現場代理人は、常駐とする。

(15) 提出書類

ア 工程表	1 部	(契約締結後 速やかに提出)
イ 内訳明細書	1 部	(契約締結後 速やかに提出)
ウ 現場代理人等通知書・経歴書	1 部	(契約締結後 速やかに提出)
エ 下請負者設定通知書	1 部	(契約締結後 速やかに提出)
オ 打合せ簿	1 部	(その都度提出)
カ 材料搬入報告書	1 部	(その都度提出)
キ 着手届	1 部	(作業着手時)
ク 完了通知書	1 部	(完了後 速やかに提出)
ケ 発生材調書	1 部	(完了後 速やかに提出)
コ 作業結果報告書	1 部	(完了後 速やかに提出)
サ 産業廃棄物管理票 (A~E票)	1 部	(完了後 速やかに提出)
シ その他指示された書類	1 部	(その都度提出)

官に提出する。

(16) 役務写真

請負業者は、監督官の指示に従い、役務材料、役務前・中・後、役務隠ぺいとなる箇所及び主要な役務段階の状況、その他監督官の指示した箇所の写真（カラーサービス版）1部を工程順に役務写真帳（A4版）に整理し監督官に提出する。

なお、材料は搬入の都度、本役務に関わる全数量・規格が分かるように撮影すること。

件名	姫路（7）省庁別宿舍照明器具等引取り処分	
種別	仕様書②	図番
姫路駐屯地業務隊厚生科		2/4

(17) 完成検査

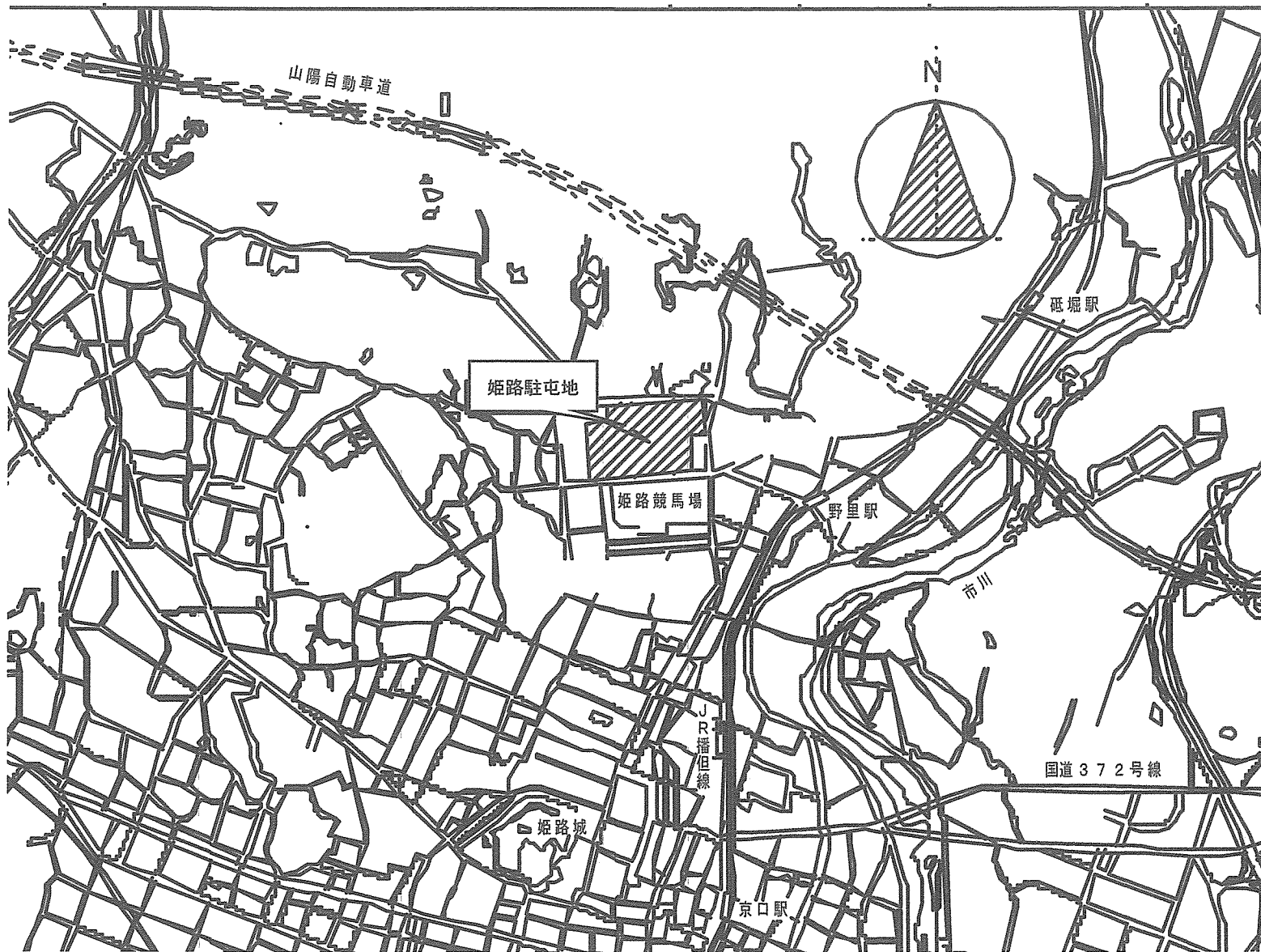
請負業者は、本仕様書の役務を完了した場合、仕様書に基づき検査官が実施する完成検査を速やかに受けるものとする。

なお、検査結果に不合格の箇所が生じた場合は、直ちに手直しを行い、再検査を受けるものとする。

5 特記事項

- (1) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令を遵守すること。
- (2) 廃棄物管理票は、請負業者で準備すること。
- (3) 産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可証の写しを提出すること。
- (4) 引取は、官側からの通知によりその都度行い通知を受けた後、速やかに引き取ること。
- (5) 引取に要する費用は、すべて請負業者の負担とする。
- (6) 産業廃棄物管理票（A～E票）の提出をもって、役務完了とする。
- (7) 入札参加予定業者は、必ず現地（現物）確認をすること。

件名	姫路（7）省庁別宿舍共用電灯引取り処分	
種別	仕様書③	図番
	姫路駐屯地業務隊厚生科	3/4



件名	姫路（7）省庁別宿舎照明器具等引取り処分	
種別	配置図	図番
	姫路駐屯地厚生科	4/4

